

2026年4月16日

SOMPOホールディングス株式会社

当社による米ドル建シニア無担保社債の発行について

SOMPOホールディングス株式会社（グループCEO取締役代表執行役社長：奥村 幹夫、以下「当社」）は、本日、米ドル建シニア無担保社債（以下「本社債」）を発行することを決定しましたので、お知らせいたします。

本社債は、2026年3月31日に導入された経済価値ベースのソルベンシー規制（以下「新規制」）において、払込済み Tier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）に算入される要件を満たす本邦初の債券であると認識しています。

当社グループは、新規制環境下においても財務の健全性を維持し、資本効率の向上と財務の柔軟性を確保することで、持続的な成長と企業価値向上を目指してまいります。

記

1. 本社債の概要

(1) 発行体	SOMPOホールディングス株式会社
(2) 社債の種類	米ドル建シニア無担保社債（任意償還条項付）
(3) 発行総額	13億米ドル
(4) 発行価格	額面金額の100%
(5) 利率	2036年4月22日の前日まで 固定年5.411% 2036年4月22日以降 適用される米国1年国債利回り+2.130%（発行時スプレッド+100bp）
(6) 利払日	毎年4月22日及び10月22日
(7) 償還期限	2037年4月22日 （但し、2036年4月22日及びその後のいずれかの利払日に、金融庁長官の事前確認等を前提として、発行体の裁量により任意償還可能）
(8) 優先順位	本社債は、当社の他の無担保かつ非劣後債務と同順位。但し、本社債の保有者は当社に対してのみ請求権を主張できるため、当社の各子会社の債権者の請求権に対して構造的に劣後する。
(9) 募集方法	米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集
(10) 準拠法	ニューヨーク州法
(11) 上場	シンガポール取引所
(12) 資金使途	損害保険ジャパン株式会社への劣後ローン貸付金に充当予定
(13) 払込期日	2026年4月22日

2. 本社債の資本適格性

本社債は、その発行代わり金を、当社から当社の主要保険子会社である損害保険ジャパン株式会社に対する劣後ローン貸付金（Tier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外））に充当することを目的に発行します。かかる回金の構造を含む各種要件を満たすことにより、本社債は新規制において、払込済み Tier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）としての適格性を有しているものと認識しています。

3. 構造的劣後性

本社債の債権者は、発行体であるSOMPOホールディングス株式会社に対してのみ請求権を有します。したがって、当社子会社が倒産や清算その他同様の手続の対象になった場合、当社が当該子会社の債権者又は株主として、同順位又はそれ以上の請求権を有している場合を除き、当社子会社の他の債権者への支払いが完了した後に、当社が子会社の残余財産から分配を受けることとなり、その分配金が本社債の弁済原資の一部となります。このため、本社債の債権者は、当社子会社の債権者に対して構造的に劣後することになります。

本ニュースリリース「当社による米ドル建シニア無担保社債の発行について」は、当社の証券発行に関する特定の情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。上述の証券は、1933年アメリカ合衆国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録されるものでもなく、1933年アメリカ合衆国証券法に基づいて本証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除いて、アメリカ合衆国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、本件においては、アメリカ合衆国における証券の公募は行われません。

以上